

裁判所をめぐる諸情勢について

裁判所のデジタル化

裁判所のデジタル化の取組は、利用者（国民・職員）の目線に立ち、デジタル技術を活用して、審理運営等の充実や各種事務の合理化・効率化を図り、「より良い司法サービス」の提供を目指すものである。

裁判手続のデジタル化の具体的な検討状況は、後記「[裁判所のデジタル化](#)」のとおりであるが、国民に分かりやすく、利用しやすいシステムの構築や、デジタル技術を積極的に活用して、より適正かつ迅速な裁判の実現を目指すことが求められる。

デジタル化後の各種事務を円滑に進めるために、情報通信基盤の最適化やデジタルツール・情報機器の整備に向けた検討も進めている。令和5年10月には、Microsoft 365を全職員に導入し、職員向けポータルサイトについては、同月にJ・NETポータルから新ポータルサイトに機能を移行した。また、デジタル技術を活用するための環境整備として全職員に外付けディスプレイを整備した。

デジタルのメリットを最大限享受するためには、このようなツールの活用にとどまらず、そもそもの事務の在り方や仕事の進め方自体をより良いものに変えていくこと（BPR＝業務改革）が重要となる。裁判官・職員の一人一人が、デジタル化によって仕事そのものが変わっていくことを理解し、これをどのように変え、「より良い司法サービス」や「より適正かつ迅速な裁判」を実現することができるかという視点で、日々の執務に取り組むことが期待される。（後記「[各種事件動向及び適正迅速な審理に向けての課題](#)」参照）

※ 司法行政事務のデジタル化については後記「[司法行政事務のデジタル化](#)」参照

○各種事件動向及び適正迅速な審理に向けての課題

・ 共通

△

裁判の迅速化

最高裁判所事務総局は、裁判の迅速化に関する法律に基づき、令和5年7月に第10回の迅速化検証報告書をウェブ上で公開し、検証結果を公表した。

（[裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第10回）（令和5年7月28日公表）](#) | [裁判所 \(courts.go.jp\)](#)）

本報告書においては、迅速化法が施行されて20年が経過し10回目の報告であることから、節目の企画として、司法研修所において、迅速化検証をテーマとする研究会を実施するとともに、検証検討会において、これまでの迅速化検証の振り返りを実施し、これらの企画を通じて、迅速化検証の現在地を確認した（[10_houkoku_2_genzaichi.pdf \(courts.go.jp\)](#)）。また、民事事件（[10_houkoku_3_minji.pdf \(courts.go.jp\)](#)）、家事事件、人事訴訟

（[10_houkoku_5_kaji.pdf \(courts.go.jp\)](#)）等の多くの事件類型の審理期間や刑事事件（[10_houkoku_4_keiji.pdf \(courts.go.jp\)](#)）の裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間等が全体的に長期化していた第9回の検証結果と比較しても、さらに審理期間等が長期化していることが報告された。

本報告書には、これまでの迅速化検証の営みにより、民事、刑事、家事のそれぞれの分野での統計、分析、審理運営上の様々な成果とともに課題が記載されている。現在、民事裁判をはじめとする裁判手続のデジタル化が進展しつつあり裁判手続の運用も大きく変わる状況にあるところ、各庁において、検証の結果を踏まえた審理運営改善の取組が進められることが期待される。更にその取組の結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクルを継続することによって、裁判の迅速化の推進が図られることから、審理期間や審理の在り方等について実証的な議論をすることは非常に有益であると考えられる。また、そのような議論を、部や庁だけでなく、法曹三者間での議論に広げ、さらには地家裁委員会などで一般の有識者から御意見をいただくことも考えられるところであり、様々な場面で本報告書を参照、活用しながら、裁判手続の審理期間やその迅速化を意識した取組を継続していただきたい。

なお、裁判の迅速化に係る検証についてより詳しく検討されたい方は、次のサイトを御活用いただきたい。

[公表資料 | 裁判所 \(courts.go.jp\)](#)

適正な通訳の確保のための取組

- ・ 近年、要通訳事件は高い水準で推移し、増加傾向にある。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の関心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要がある。

- ・ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現
 適正な通訳を確保するためには、訴訟関係人が通訳に適した尋問を実践するなど訴訟活動において配慮を行い、裁判官も同様の観点から適切な訴訟指揮を行うことが必須であり、法曹三者の間でこの配慮の在り方についての理解が共有されるよう、裁判所からも適切な働き掛けを行うことが必要である。裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等については、[平成30年3月1日付け最高裁判事局第二課長書簡](#)及び[令和2年3月24日付け最高裁行政局第二課長、民事局第二課長書簡](#)を参照されたい。また、勉強会を開催して法曹三者と通訳人とで意見交換するといった取組の継続も強く期待される。
- ・ 通訳人の数の確保
 通訳関係データベース（以下「DB」という。）は、裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数の更なる充実が必要である（なお、令和4年1月から、民事、行政、家事、少年事件の通訳人名簿を一元化した。）。DBへの登録が未了の通訳人を選任した場合に、登録に必要な手続を教示するなどして積極的に登録を促す取組や、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組のほか、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働き掛けを行う取組（具体的な方法については、[令和2年10月15日付け最高裁判事局第二課長、民事局第二課長、行政局第一課長、家庭局第一課長事務連絡「通訳人候補者名簿を充実させるための取組について」](#)を参照されたい。）などを通じて、各庁において積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれる。
- ・ 通訳人の質の確保
 毎年、多数の通訳人候補者を対象に、法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているほか、DBへの登録希望者の面接について、希望者の通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらう運用が実施されている。こうした研修や面接を担当する裁判官としても、通訳人の通訳能力の確保の重要性を意識し、積極的かつ主体的な取組が期待される。
 なお、昨年度、上記各種研修の在り方を見直したが、この新たな枠組みの中でより充実した研修を実施するよう、引き続き工夫等をされることが期待される。
 また、通訳人候補者名簿登録希望者の導入説明や研修における資料、具体的な事件で選任された通訳人への説明資料として、民事・行政事件における通訳支援資料（[令和6年6月11日付け最高裁行政局第二課長、民事局第二課長事務連絡「民事・行政事件における通訳支援資料（統合版）について」](#)参照）を利用することが考えられる。
- ・ 遠隔通訳について
 刑事事件の公判手続における構外ビデオリンク方式による通訳の運用例等については、[令和4年2月21日付け最高裁刑事局第二課長事務連絡「公判手続における構外ビデオリンク方式による通訳の運用例等について」](#)を参照されたい。また、民事・行政事件におけるテレビ会議の方法により通訳を行う際の留意点等については、[令和2年9月25日付け最高裁行政局第二課長、民事局第二課長書簡](#)を参照されたい（本運用例等は少年事件に、本留意点等は少年・家事事件にも有用と思われるため、各家庭裁判所にも周知した。）。
 なお、勾留質問手続及び観護措置決定手続における遠隔通訳について、令和3年7月から全国的な運用を開始した。

・ 民事事件

△

地方裁判所の民事通常訴訟事件

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっている。また、近年、客観的にみると、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）の長期化が顕著である。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然のこととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要がある。

後記のとおり、現在、民事訴訟手続のデジタル化への取組が進んでいるところ、民事訴訟手続のデジタル化は、現状の手続にITツールを導入するのにとどまらず、これを契機に、審理判断の合理化・効率化を含めた審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものである。

こうした要請に的確に応え、改正民訴法の全面施行（フェーズ3）に向けて、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服し、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で、序盤の口頭協議により、主要事実レベルの争点や今後の主張立証の見通しを確認し、審理の土俵を共有するとともに、審理の中盤では、序盤の結果を活用し、判決の結論や理由の道筋を意識して、判断対象を確認・共有した上で、判断に必要な範囲で主張立証を促すなどして、当事者との適切な役割分担の下で、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すことが重要である。また、どのような審理手法が有効かは、事件・場面・代理人・裁判官によって異なるから、各裁判官において、その審理運営上の手法を実践するとともに、その効果等の結果を広く共有し、各部・各庁において、具体的に意見交換をしていくことも必要である。

そして、争点整理は判決をするために行うものであるから、ゴールである判決書に記載すべき必要十分な情報が何かについて検討・議論することは、核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現する上で極めて重要である。司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」を参考にしつ

つ、判決書の目的・機能を踏まえ、現状の判決書が抱える課題と克服策や、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について、具体的かつ踏み込んだ検討・議論がなされることが有用である。

また、こうした審理運営改善に当たっては、事件処理に必要な知識やノウハウを縦にも横にも共有する仕組み（知の承継）が必要であり、M365等のツールを活用するとともに、合議の充実・活用等を含めた部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換の充実や成果の共有も進めていく必要がある。

以上の取組は、いずれも裁判官・当事者双方の負担軽減につながるものであり、裁判官の負担が軽減されれば、複雑困難事件への対応や自己研鑽のための余力が確保され、ひいては裁判官の質の更なる向上につながると期待される。

行政事件及び国家賠償事件

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方を巡って様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっている。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められる。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が高水準で推移している。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益である。

労働関係事件

労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の新受件数は依然として高水準で推移し、労働関係民事訴訟事件の未済件数も引き続き高水準で推移しており、今後も、経済社会活動が徐々に活発化する中での雇用情勢及び事件動向を注視する必要がある。

また、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の平均審理期間も長期化している。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、審理運営改善の取組を検討するとともに、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要がある。

なお、労働審判手続におけるウェブ会議については、令和2年12月から全国の地裁本庁において、令和4年5月から労働審判事件取扱支部において利用することが可能となった。

知的財産権関係事件

地裁における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件から600件程度、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は平成30年以降100件台で推移している。国際的ハーモナイゼーションの要請が強い知財分野では、いち早く国際化が進展し、知財高裁所属の裁判官を中心に多くの裁判官が国際会議等に出席している。また、平成29年以降、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催し、英語での意見交換を行っているほか、ビジネス・コートに移転した知財高裁に多くの海外法曹が来庁するなど、海外との司法交流が行われている。

海外出張の結果はcourtsポータルに報告書簡が掲載されており、過去のシンポジウムの様子はYouTubeチャンネル「最高裁行政局」(https://www.youtube.com/channel/UC8e_LoV04a5G254ry87EaoQ)から視聴可能であるところ、知財を担当しない者においても、上記報告書簡やシンポジウムの動画を視聴することなどを通じて、世界各国の法制度や運用について興味関心を持ち、知見を深め、自らの執務の在り方を考える上で参考とすることが期待される。

倒産事件

倒産事件の事件数は、令和2年以降減少傾向にあったが、破産事件は令和4年から増加に転じ、特に法人破産事件についてみると、対前年比で大幅な増加傾向が続いており、今後も動向に注意する必要がある。

こうした状況に加えて、倒産分野においても打合せ等におけるウェブ会議の利用が可能となったことや、今後、ウェブ会議による債権者集会等の期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることを踏まえ、手続の開始から終了までの事務処理全体について、デジタル化を念頭に置いた検討を進めながら、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。

また、個人破産等の申立件数の多い類型については、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきたところ、デジタル化を契機としてこれらの様式を標準化し、フォーマット入力方式を活用することができれば、当事者の利便性が向上するとともにデータの利活用が可能となる。このような観点から、これらの事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について意見交換を行っている。今後も、事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要がある。

他方、管財事件を適正迅速に処理するためには、継続的かつ安定的に、質の高い破産管財人候補者を確保する必要がある。法人破産事件の増加や若手弁護士が増加を踏まえると、若手の破産管財人候補者の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことについても、引き続き、各庁の実情に合わせた取組を進めていく必要がある。

執行事件

民事執行法等の改正法が令和2年4月1日から施行され、令和3年5月1日からは不動産に係る第三者からの情報取得手続が開始されたことに加え、令和4年4月からは債権執行事件の終了をめぐる新たな制度が開始されたことから、これらの制度について、引き続き円滑な運用を行えるよう留意する必要がある。

また、不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件については、概ね順調な事件処理が行われているが、事件数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められる。例えば、財産開示事件の新受件数は、近年増加傾向が継続しており、一部の庁では、期日指定方法の工夫等の取組みが行われているところであり、執行分野においても、今後、ウェブ会議による期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることも踏まえ、各庁の実情に合わせた合理化・効率化を進めることが考えられる。デジタル化を契機とした事務処理の標準化については、執行事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立ての際の添付資料、標準的に認められる執行費用の範囲等の標準化に向けた検討が行われているところ、今後も事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要がある。

さらに、執行官の取り扱う執行事件については、事件関係者に対する適切な配慮が他の事件よりも一層求められるところ、執行官は、その職務の大部分を裁判所外において行うため、指導監督が行き届きにくい面もある。監督官、監督補佐官においては、総括執行官との連携を密に取りながら、適切な指導監督を行っていく必要がある。特に子の引渡しの強制執行については社会的な関心も高く、子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しつつ、その実効性を高める観点から、執行官事務の運用や児童心理の専門家の関与の在り方について、執行官との間で十分な協議を行うことが重要である。

簡易裁判所の民事事件

国民の権利意識の高まりや法曹人口の増加など裁判所を取り巻く状況の変化に伴い、簡裁に係属する訴訟事件は困難化しており、特に、弁護士保険の普及等を背景に急増した弁護士代理の交通損害賠償事件においては、審理期間が長期化する傾向にある。このような状況の下、令和6年1月から運用が始まったウェブ会議の活用を含め、比較的軽微な事件を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に向けた取組を各庁において進める必要がある。

一方、民事調停事件は、新受件数の減少傾向が続いているところ、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるよう、法的観点を踏まえた調停運営を行って公正かつ合理的な解決を図るだけでなく、柔軟で落ち着いた良い解決を簡易迅速に得るといった民事調停の利点を活かせるよう、評議のより一層の充実やウェブ会議の活用、調停委員の技能向上に向けた研さんの強化等を通じて調停運営の更なる改善に取り組むとともに、潜在的な利用者のニーズに応えるべく、より効率的な広報活動を継続的に展開すること等も求められる。

そして、民事裁判の紛争解決機能を全体として高めるといった観点から、簡裁が、その本来的役割を踏まえ、地裁と適切に役割分担しつつ連携していく必要があり、上記の取組を進めていく上でも、地裁と簡裁との連携を一層深める必要がある。

・ 刑事事件

△

裁判員裁判の現状と課題

裁判員制度は、施行後15年の実績を重ねる中で、刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきている。これまでのところ、国民の理解と協力の下おおむね順調に運営されてきたと評価されているが、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要がある。

裁判員制度に関し、公判前整理手続の長期化は従前からの課題の一つであり、近年も長期化の傾向が続いている。裁判員裁判において人証中心の分かりやすい審理を実現するためには、事件関係者の記憶が新鮮なうちに証人尋問等を実現する必要がある上、勾留されている被告人の早期の保釈が可能となるなど、公判前整理手続の迅速さは適正で充実した審理に不可欠の要素である。法曹三者の間で、公判前整理手続を事案に見合った合理的期間内に終了させ、できる限り早期に公判審理に入ることの必要性、重要性や、その点も踏まえた手続の基本的な在り方について共通認識を形成するなどの取組を継続していく必要がある。

この課題を克服していくためには、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会における議論等を参考にして、裁判官同士の議論を充実させることのほか、各地の法曹三者による意見交換や協議を具体化させること、個別の事件後の振り返り会において迅速さの観点からの課題を協議することなど、より実質的、実践的な取組を更に進めていくことが期待される。

裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになった。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境も整えられてきている。

近時は、裁判官の間で、裁判員の視点・感覚が裁判内容に影響したと考えられる具体的な事例を基にして、裁判員との実質的協働に関する議論が重ねられてきており、法のあてはめ、刑事実体法の解釈への影響も意識された議論が始まっている。裁判員との実質的協働を実現していくための議論は、今後も重ねられていく必要がある。

裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが典型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、裁判員の負担への配慮も踏まえて必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が浸透してきている。

また、裁判員の安全確保について、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられないが、そのような場合には、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局と緊密に連携して、庁として多角的に検討する必要があることを常日頃から意識しておく必要がある。

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではならない。出席率や辞退率は悪化している状況にはないものの、裁判員が安心して安全に参加できる環境整備を継続していく必要がある。

今年度は、15周年と銘打った一定量の各種報道があり、国民の関心が高まる契機を得られた面がある。また、裁判員等経験者の声を意識的に反映させた新たな広報ツールも作成された（動画、新冊子）。裁判所における広報活動の主力は裁判官等による出張講義等であるが、上記のような環境を踏まえて更なる充実を図っていく必要があるし、その際には引き続き裁判員等経験者の参加を求めていくことが効果的である。そして、これらの活動等を通じて得られた国民の声等を制度運営全般に活かす、さらにはその結果を新たな広報活動につなげていく、などといった循環を構築することが求められる。

控訴審の在り方については、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとする裁判員裁判の取組や理念や、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえて検討されるべきことであるが、高裁・地裁の裁判官との間では、そのような観点から引き続き議論・検討が重ねられているところである。

・家庭事件

△

家庭事件をめぐる現状と課題

家庭を取り巻く状況の変化や国民の権利意識の高揚等により、家裁には、従前にも増して、紛争解決機能や再非行防止機能を適切に発揮することが求められている。家裁は、多様な職種職員から成るところ、裁判の質の向上のためには、各職種の役割を踏まえた職種間の連携、協働が不可欠であり、家裁全体として、より質の高い判断を実現するための取組が必要である。

なお、家庭事件をめぐる現状としての統計資料や協議会結果要旨等については、courtsポータルの家事・少年情報データベース

([Famili☆in](#)) を参照されたい。

家裁調査官

家裁が社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に発揮するとともに、関係職種において、それに関する共通理解が深まることが重要となる。令和元年12月に配布された「[家裁調査官の役割・機能](#)」と題する資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用した家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換の成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、よりの確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適切に家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。

家事調停事件

令和6年5月24日に、離婚後の共同親権の導入を始めとする民法等の一部を改正する法律が公布された。公布後2年以内に施行される改正法は、家事調停の進め方に少なからぬ変容を迫るものであり、家裁全体としての紛争解決機能の強化がますます求められている。

各家裁においては、家裁の紛争解決機能を強化するため、調停運営改善の取組を続けており、関係職種の役割や必要な職種間連携等の観点から、改めて合理的かつ効果的な調停運営に向けた検討や実践が行われている。令和5年6月に各家裁において実情把握を行ったところであり、こうした実情調査の結果等（「[各庁の実情把握結果の概観](#)」、「[各庁の実情把握の結果～手続序盤～](#)」）も踏まえて、各家裁において、更に検討を深め、実践を行っていくことが求められている。

中でも、家事調停事件の審理期間の長期化傾向、とりわけ期日間隔の長期化は早急に対応すべき課題である。令和6年4月に、家庭局で、複数庁へのヒアリングや統計情報等に基づき、期日間隔に着目した長期化要因を分析し、その分析結果である「[家事調停事件の期日間隔の長期化への対応について](#)」を各庁に共有しており、今後、各家裁において、期日間隔の短縮化に向けた方策を検討していくことが期待される。

また、調停期日におけるウェブ会議の活用も調停運営改善の取組の一環でもある。全国におけるウェブ会議の利用件数は順調に増加しており、令和6年5月7日以後、全国の支部・出張所における運用も順次開始されている。今後も、調停手続をより良いものとしていくために、継続して取組の実践の結果を検証し、修正していくことが求められる。

後見・財産管理関係事件

後見等開始等事件の令和5年の新受件数は約5万7,000件となっており、管理（監督）継続中の本人数は累増を続けている。

後見関係事件については、令和4年3月25日に新たに第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が閣議決定された。

第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とされており、本年度には中間検証が行われる予定である。裁判所においても、第二期計画の内容を十分に理解した上で、後見制度を大きく見直す法改正に向けた検討にも留意しつつ、引き続き、地域連携ネットワークの機能強化に向けて関係機関との連携を継続し、運用改善の検討、実践を進める必要がある。また、後見人等による不正防止についても、親族後見人に対するガイダンスを実施し、後見制度支援信託・預貯金を活用するなどして、引き続き取り組むことが重要である。

財産管理事件の新受件数は、不在者財産管理人選任事件については令和4年及び令和5年と2年連続で減少しているが、相続財産清算人選任事件については増加を続けている。財産管理事件においては、定期的に財産状況を確認し、特に相続財産清算事件においては、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるよう、清算人に対する助言や働きかけを行う必要がある。

人事訴訟事件

人事訴訟事件の既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和5年は、14.9月となっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける平均審理期間は、争点整理期間を中心に年々長期化している。

令和5年12月20日より、人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議等の運用が全国的に開始されており、今後、各家裁において、ウェブ会議等を活用した合理的かつ効率的な争点整理手続が進められることが期待される。また、令和6年5月には、東京家庭裁判所家事第6部が東京三弁護士会との協議を経て作成した「[東京家裁人訴部における離婚訴訟の審理モデル](#)」を最高裁から各家裁に共有したところであり、今後、各家裁において、上記審理モデルを踏まえて、合理的かつ効率的な争点整理の在り方等について検討を深め、弁護士会との間でも協議を行うなどして認識を共有する取組が進められることが期待される。

子の返還申立事件・民事執行法

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約が日本について効力を生じ、その国内実施法が施行されて以来、子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁において、適切な運用の確立に向けた取組がされてきているところであるが、同条約の実施状況については、国内外から高い関心が寄せられており、今後も運用を注視する必要がある。

なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるので、留意する必要がある。各庁における対象事件の報告にも遺漏がないよう改めて確認されたい。

また、子の返還申立事件に関する執務資料をはじめとした最新の情報は[Famill☆in](#)を参照されたい。

少年事件

少年保護事件の新受人員は平成14年以降減少していたが、令和5年は増加に転じた。また、社会的関心を集める重大事件、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件に係属するなど、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められており、少年審判手続全体を通じて、職種間及び少年保護関係機関等と連携を図りつつ、社会調査の質の向上、保護的措置の適切な実施、補導委託の活性化等の取組を進めるなど、事件処理の在り方について引き続き検討していくことが必要である。

改正少年法（令和4年4月1日施行）により、18歳及び19歳の者を特定少年として少年法の適用対象とし、その適用において特例規定（原則逆送対象事件の拡大、犯罪の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分等）が整備された。

また、改正刑事訴訟法（令和6年2月15日施行）の趣旨を踏まえ、少年審判手続においても、改正少年審判規則により、被害者等の個人特定事項が少年等に伝わり得る場面等について、秘匿措置の規定が設けられた。

○裁判所の中長期的な組織課題

・今後の裁判所における組織態勢と職員の職務の在り方の方向性等

[令和2年6月26日付け職員周知文書「今後の裁判所における組織態勢と職員の職務の在り方の方向性等について」](#)に記載のとおり、裁判所では、情報通信技術の急速な発展普及をはじめとした近時の社会経済情勢の変化やそれに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、より質の高い裁判を迅速に行うため、事務の合理化、効率化（裁判手続のデジタル化を始めとした情報通信技術の活用、通達等の見直しも含めた各種事務の簡素化・効率化、組織・機構の見直し）を一層推し進め、職員一人一人が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる、より活力のある組織を目指しているところである。

裁判手続を含む裁判所におけるデジタル化の状況については、後記「[裁判所のデジタル化](#)」のとおりであるところ、事務の合理化・効率化については、裁判部・事務局を問わず、組織全体において、不断に取り組むべき課題であることから、デジタル化を待たず、できることから取り組んできた。具体的には、裁判部、事務局を問わず、各種の報告事務

を見直すなどしてきたほか、記録編成通達を改正して丁数及び記録目録を廃止、予納郵券の亡失又は損傷等の報告内容及び事実調査の合理化、事件当事者等に対する対応スタンスの整理並びに工夫例及び研修資料の共有、新たな秘匿法制のもとでの事務の合理化等に向けた参考資料の紹介等を行ってきた。

今後も、このような取組を更に進め、各種手続のデジタル化の進展も踏まえつつ、デジタル技術の特性も生かした事務の更なる合理化や効率化を進めていく必要がある。

また、このようなデジタル化の検討、各種事務の簡素化・効率化の検討を進めるのと並行して、改めてこれからの時代に見合った裁判所の組織・機構の在り方についても検討及び見直しを進めているところであり、その詳細については後記「[裁判所の組織・機構の在り方と方向性](#)」のとおりである。

近時の社会経済情勢の変化やそれに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、より良い司法サービスを提供していくため、今後も、上記のような取組を進めていくとともに、各庁各部署においても、裁判手続のデジタル化等に伴って新たな事務処理方法を検討したり、事務や業務フローの見直しを検討したりする際には、このような今後裁判所が目指すべき方向性を意識しながら検討を進めることが重要であり、より活力のある組織作りという観点からは、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、職種や経験、世代の違いを超えて率直な意見交換を行い、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見や感覚を十分に活用し、反映していくことが必要かつ重要である。

・ 裁判所のデジタル化

各裁判手続のデジタル化

民事訴訟手続及び民事非訟手続のデジタル化

- ・ 改正民事訴訟法の全面施行（フェーズ3）に向けた準備

インターネットを利用した申立て等や送達を広く可能とし、訴訟記録を原則電子化するなど、民事訴訟手続を全面的にデジタル化するための規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律は、公布の日（令和4年5月25日）から起算して4年以内に全面施行される予定となっている。改正民事訴訟法の全面施行により、従来の紙記録を前提とした裁判手続は、大幅に変容することが明らかであり、こうした変化に適切に対応するため、まずは、改正法の理解を深めた上で、これまでの民事訴訟手続一般のデジタル化に向けた検討に加え、デジタル化後の書記官事務の在り方についても、具体的な検討を進めていく必要がある。

また、改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想（Tree e e S）を段階的に進めていくために、令和4年4月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（R o o o t S）の開発を行ってきたところであるが、本年7月、一部の裁判所（最高裁、広島及び札幌の高地家裁（本庁）及び簡裁）で先行して運用を開始し、その後、全庁に導入することが予定されている。さらに、現在、T r e e e Sのうち、書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分の開発も進められており、併せて、R o o o t Sについても、電子訴訟記録に対応させるための改修が進められている。フェーズ3での円滑な事務遂行のためには、これらのシステムの機能を適切に活用していくことが必要不可欠であり、当面は、R o o o t Sへの習熟が喫緊の課題といえる。

- ・ ウェブ会議の運用

ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用は、令和2年2月、一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、全国の裁判所で広く実施されている。もっとも、簡易裁判所でのウェブ会議の運用は、令和6年1月に開始したばかりであり、今後、地裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切な運用を検討していく必要がある。

また、改正民事訴訟法の先行施行により、令和6年3月からは、ウェブ会議の方法により当事者が口頭弁論の手続に参加することも可能となった。ウェブ会議による口頭弁論については、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、留意や検討を要する点が少なくなく、円滑かつ安定した運用を維持できるよう、引き続き運用の在り方を検討していく必要がある。

- ・ m i n t s の運用

民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「m i n t s（ミンツ）」）は、令和4年4月、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で運用を開始した後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高裁・地裁で運用が実施されている。

m i n t s の運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟代理人（弁護士）にとっては、m i n t s による電子提出の方法に習熟することが望ましいと考えられる。m i n t s は、規則上、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人があり、その双方がm i n t s の利用を希望する場合には、当然に利用が認められることとなっており、各庁においては、訴訟代理人に対してm i n t s の利用希望を積極的に聴取するなどしつつ、m i n t s を利用した手続の経験を蓄積していくことが重要と考えられる。

- ・ 民事執行、民事保全及び倒産手続等のデジタル化について

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布された。同法律は、原則として公布の日から起算して5年以内に施行されることとされているが、ウェブ会議に関する部分については、改正民法の全面施行と同じタイミングで施行されることとなっている。もっとも、非訟事件手続法が適用・準用される事件では、法律上、既にウェブ会議を用いた手続を実施することが可能となっており、民事調停事件については、本年7月までに順次、全ての簡易裁判所でのウェブ会議の運用が開始される予定であるところ、先行してウェブ会議を用いた家事調停手続が実施されている家庭裁判所とも連携して、安定した運用に努めることが期待される。

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化に対応するためのシステム開発に向けては、現在、システムに求められる機能や性能の整理が進められているところであるが、この機会に事務の標準化を図り、更なる合理化・効率化を進めるといった検討も必要になるものと考えられる。

民事訴訟手続のフェーズ3に向けた行程

刑事・少年手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、令和4年7月から、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会における調査審議が始まり、令和6年2月に、書類の電子データ化・発受のオンライン化、捜査・公判等の手続における非対面・遠隔化等を主な内容とする要綱（骨子）が法制審議会総会において採択され、現在、政府において法案の国会提出に向けた準備が進められている。

裁判所としても、政府における検討のスピード感を意識しつつ適切に対応していく必要がある。とりわけ、裁判員裁判をはじめとする刑事裁判の運用改善等のこれまでの取組に、政府における検討等によってイメージされるデジタル化後の刑事手続の運用等の視点を取り入れることで、その取組の更なる発展が期待できるところである。デジタル化後の令状手続、公判準備や公判審理の在り方等については、裁判官だけでなく、裁判所書記官その他の職員も一体となって、部内あるいは庁内で積極的な議論が行われているところであるが、法制面のほか、令和6年度から設計・開発が行われるシステム面の検討状況も踏まえつつ、引き続き、議論を深めていく必要がある。

また、少年審判手続のデジタル化についても、刑事手続のデジタル化の検討状況及び少年審判手続の特質を踏まえ、システム面及び実務の運用の在り方を引き続き検討していく必要がある。

家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化の法制面に関しては、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律（同月25日公布）において、ウェブ会議による期日において離婚等の和解や調停成立を可能とする規律（公布から3年以内の政令で定める日から施行）や人事訴訟においてウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律（令和6年3月1日から1年6月以内の政令で定める日から施行）が導入された。

また、上記以外のデジタル化に関しては、令和5年6月6日に「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立した（同月14日公布）。同法律は、公布から5年以内の政令で定める日から全面的に施行される予定である。

家事事件手続等のデジタル化に対応するためのシステムについては、MINTASに代わるe事件管理システム（RootS）が、今後、全国の家裁に導入される見込みであるとともに、e提出・e記録管理に関するシステムの開発に向け、システムに求められる機能や性能の整理が進められている。

次に、現行法下における家事調停手続におけるウェブ会議については、既に全ての家裁本庁で運用を開始したところ、令和6年5月7日以降、全ての家裁支部・出張所においても順次運用を開始している。また、人事訴訟手続の争点整理については、全ての家裁本庁・支部において、家事審判手続及び家裁調査官の調査については、全ての高裁本庁・支部及び全ての家裁本庁・支部・出張所において、ウェブ会議の運用を開始した。各家裁においては、家事事件手続等の運営の在り方の見直しについての議論・実践が進められているが、ウェブ会議を利用した手続運営の在り方についても、これまでの議論の成果を土台にしながら検討を進めるとともに、更に検討や課題の洗い出しを進めることが求められる。

デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方

司法行政事務のデジタル化

これまで、政府共通システムの導入等により事務の合理化、効率化が図られてきたところであるが、今後も、Microsoft 365 等も活用しながら、事務の見直しを含む司法行政事務のデジタル化を進展させ、一層の事務の合理化、効率化を図ることが求められる。近時の司法行政事務のデジタル化については、次のとおりである。

人事・給与関係業務情報システムの導入状況について

令和3年9月から人事・給与関係業務情報システム（以下「人・給システム」という。）が本番稼働した。

これに伴い、職員に対する給与支給明細書及び異動・昇給等に関する人事異動通知書等について、人・給システムによる電子交付を行うとともに、人・給システムの届出申請機能を利用して給与の振込口座の申出や一部の年末調整申告を行っているところである。

また、給与の支払について事務の効率化等を図るため、最高裁及び各高裁については令和4年9月支給分から、その他の庁については同年10月支給分から、人・給システムと官庁会計システム（ADAMS II）を連携させることにより支出官がADAMS IIを用いて支払う支出官払に移行したところである。

司法行政文書の電子的管理

令和4年11月に管理通達等が改正され、司法行政文書の作成・取得及び保存を原則として電子媒体により行うことが明示されたが、令和5年9月に司法行政文書の管理の実施に関する通達が改正され、同年10月のMicrosoft 365の利用開始に伴いクラウドサービス上に共有フォルダを構築し、司法行政文書を管理することができるようになった。これにより、多機能サーバが設置されていない支部、出張所及び簡易裁判所においても、司法行政文書の作成・取得から保存、廃棄に至るまで、一貫して電子的に行うことができるようになり、全ての裁判所で、司法行政文書の電子的管理を推進できる環境が整備された。

司法行政文書の電子的管理は、文書事務を合理化し、ひいては司法行政事務全体がより合理的かつ効率的に進められていくことを目的として取り組むものである。そのため、取組みに当たっては、従来の紙媒体における事務を単に電子媒体に置き換えるのではなく、電子化による利点を活かした合理的、効率的な事務となるよう、従前のやり方にとらわれず柔軟に事務を見直していくことが重要である。

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）

会計関係業務における電子決裁の推進を掲げる政府方針を受け、財務省が開発した会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システムを最高裁、福岡高裁及び札幌高裁には令和4年1月に、高裁(福岡高裁及び札幌高裁を除く)には同年10月に、地家裁には令和5年1月にそれぞれ導入し、運用を開始した。

本システムは、会計業務の決裁を電子化するとともに、会計検査院に提出する証拠書類を電子的に提出・保管管理できるものであり、官庁会計システムや電子決裁システムと連携し、一連の会計業務を電子化、効率化するものである。

・ 裁判所の組織・機構の在り方と方向性

裁判所は、これまで、適正迅速な裁判に資するよう、執行部門等の強化を図るための総括主任書記官の設置、地家裁所長併任庁の総務課における事務の統合、共済組合事務の統合、資料課の整理といった組織・機構に関する施策を行ってきたが、これらの施策は、庁規模によって組織・機構の基本構造を変えることなく、その時代における社会経済情勢の変化に対応してきたものである。

しかし、近年、情報通信技術の飛躍的な発展など裁判所を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中、国民のニーズの変化等に適切に対応できるよう、幹部職員をはじめとした職員が本来取り組むべき中核的事務に注力することのできる組織態勢を速やかに構築していく必要がある。

そこで、組織・機構に関するこれまでの固定的な考え方や運用から脱却し、既存ポストの有効かつ柔軟な活用や新規ポストの創設のための規則、通達等の見直し、及びこの先の時代のニーズに即応できる弾力的な組織・機構の在り方について議論及び検討を行った上、令和6年4月1日から、裁判部においては、一部の地方裁判所において民事又は刑事の冠のない首席書記官及び訟廷管理官を置くこととし、次席書記官について民事、刑事、家事又は少年の冠を廃止し、総括主任書記官の指導監督に関する権限を拡大し、最高裁判所の指定する裁判所に首席書記官のスタッフとして裁判部企画官を新設するなどの見直しを行った。また、事務局においては、さらなる共済組合事務の統合や、一部の家庭裁判所の会計課を廃止し地方裁判所に事務を統合するなどの見直しを行った。その他、必要なポストや機構の整備等も検討・実行しているところであり、今後も継続的に議論・検討を進め、組織態勢の見直しを行っていく予定である。

・ 裁判所の予算

国全体の財政状況を踏まえると、施策の優先度を見極め、**優先度の高い施策に予算を重点的に分配**していかなければ、裁判所にとって重要な施策を円滑に進めていくことはできない。優先度の高い施策に予算を重点的に分配するためには、先々の予算需要・これからの職員ニーズを適切に把握することやこれまでの支出の在り方を振り返ることを通じて、**裁判所予算の内訳・中身を抜本的に見直し（物件費の最適化）**、その結果を予算要求に反映していくことが何よりも重要である。

- ・ **裁判所の予算と今の裁判所にとって優先度の高い施策とは？**

予算のポイントはこちら👉 [予算の概要／会計のとびら](#)
予算の詳細はこちら👉 [裁判所の予算 | 裁判所 \(courts.go.jp\)](#) (リンク先 裁判所ウェブサイト)

- ・ **予算の内訳・中身の抜本的な見直し（物件費の最適化）とは？**
物件費の最適化のまとめはこちら👉 [物件費最適化のとびら／会計のとびら](#)

(More information!!)

- ・ 行政府省の予算はどうなっているのか？
政府の予算編成方針のポイント👉 [予算編成の基本方針 - 内閣府 \(cao.go.jp\)](#)
(リンク先 内閣府ウェブサイト (<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>))

・ 裁判所の定員 ^

裁判所においては、民事訴訟事件の審理充実や家事事件処理の充実強化などのため、継続的に裁判官や裁判所書記官等の増員を行ってきたところである。しかし、近時の新受事件数の動向を見ると、成年後見関係事件などの一部の事件を除いて、民事訴訟事件を含む事件タイプの多くは減少又は横ばいで推移している。そのような状況の中、令和3年度以降、裁判官及び事件処理のための裁判所書記官の増員は行われていない（令和6年度の裁判所職員定員法の一部を改正する法律の内容については、[3月15日付裁判所時報1834号](#)を参照されたい。）。国の厳しい財政状況下での国家公務員の定員をめぐる厳しい情勢や前述の事件動向等を踏まえると、今後、裁判所の定員をめぐる状況はより一層厳しくなるものと予想される。

以上のような状況の下では、各庁においては、現状の処理件数や事務分配を所与のものとしたり、十分な検討のないまま前例に従った事務処理方法を重んじたりすることなく、司法需要の顕在化等による処理件数の増加局面に加え、裁判手続のデジタル化の検討・準備が進む中で生じる事務処理の変容にも適切に対応できる態勢とするべく、事務分配の機動的な見直しや、事務改善の取組を継続して行っていかなければならない。

○ 裁判所の近時の組織課題

・ 記録廃棄問題を契機とした記録の管理・保存の新たな運用等 ^

[「特別保存記録庫」](#) (courtsポータルコンテンツ)

[「事件記録等の特別保存について」](#) (裁判所ウェブサイト)

・ 職員の定年の引上げ ^

裁判所職員臨時措置法により準用される国家公務員法等の一部を改正する法律が令和5年4月から施行され、裁判所の一般職員について定年が段階的に引上げられることとなった。

新たに導入された役職定年制や定年前再任用短時間勤務制など、60歳以降の職員に適用される諸制度については、令和4年11月に示した「[裁判所における運用の骨子](#)」及び「[裁判所における運用の概要](#)」のとおりである。

また、令和5年度からは、50代の職員を対象に、定年引上げ後も、それまで培った知識や経験等を活かし、引き続き意欲をもって勤務できるように支援するトータルキャリア研修を実施している。

令和6年4月からは、裁判所においても、役職定年制による異動や定年前再任用短時間勤務職員の採用が始まったことから、定年引上げに係る諸制度を引き続き適切に運用していく必要がある。

○ 裁判所のその他の組織課題

・ 職場環境の整備 ^

裁判所においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、裁判所特定事業主行動計画を策定・公表するなどして、働きやすい職場環境の整備や働き方改革を進めることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するよう取り組んできたところである。

平成31年4月1日から超過勤務の上限等に関する措置が実施され、令和4年には、国家公務員の育児休業等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律が改正されて、育児休業の取得回数が原則1回から原則2回までに緩和され、令和6年4月には、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が改正され、勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間（勤務間のインターバル）の確保に係る努力義務が規定された。引き続き、裁判所としても、必要な業務の実施は確保しつつ、合理的・効率的な業務運営による長時間勤務の是正や職員の健康及び福祉の確保が可能となる業務態勢の構築、男女を問わず仕事と生活を両立しながら活躍できる職場環境の整備等、職場全体における働き方の見直しに取り組んでいくことが重要である。超過勤務の上限等に関する措置は、超過勤務を0にしなければならないというものでないことは言うまでもなく、各職員において具体的な超過勤務の内容をきちんと申告し、管理職員において超過勤務を的確かつ滞りなく把握し、適切な超過勤務時間管理を行うことが求められる。

また、各種ハラスメントの防止は、働きやすい職場環境の維持・向上のために不可欠である。令和2年には、パワー・ハラスメントの防止等に関する人事院規則が公布されたことを受けて、各種ハラスメントについて一元的に苦情相談を受けることができる体制を整備するなど、ハラスメントの防止に関する運用を更に充実させたところである。今後も、各種ハラスメントのない働きやすい職場環境が確保され、また、上司等による必要な指導が適切に行われるよう、職員全般の意識の啓発及び知識の向上等に努めていくことが重要である。

・ 裁判所施設

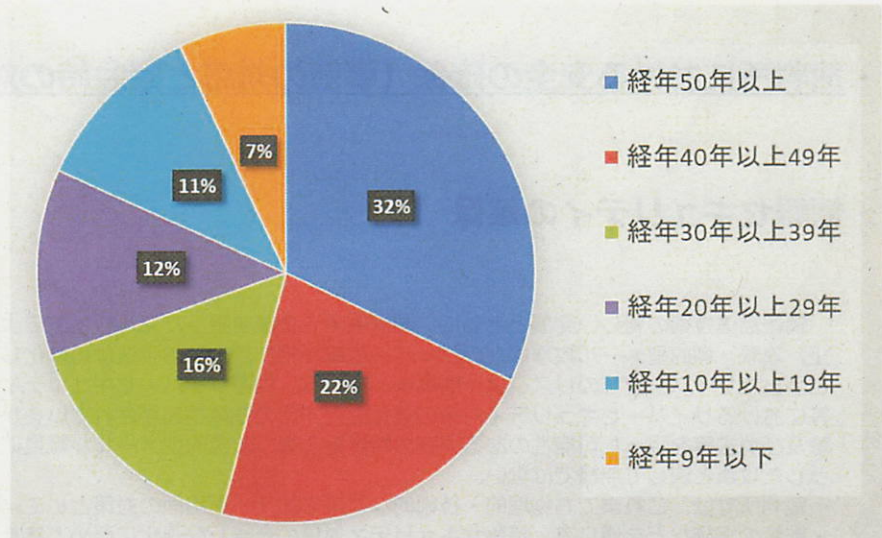


裁判所庁舎の状況

裁判所は、全国各地に461庁舎の多数の庁舎を有するところ、それらの多くは、昭和40年代～昭和50年代初頭に集中的に整備され、今後10年で築後50年を経過する庁舎の割合は全庁舎の約54パーセントと加速度的に高くなる。

適時適切な保全業務により庁舎の長寿命化を図る一方、躯体の劣化等により日々のメンテナンスでは長寿命化を図ることが困難な庁舎については、生じている問題を総合的に判断した上で、庁舎新営の検討を進めていく必要がある。

同時に、デジタル化を含む近時の社会経済情勢の変化や国民のニーズの変化等に適切に対応し、より質の高い裁判を迅速に行えるよう、合理的・効率的な事務処理態勢と合わせて、今後の庁舎の在り方についても検討していく必要がある。



裁判所庁舎経年別内訳（R6.4.1時点）

省庁別宿舎の状況

平成23年12月に財務省から示された「国家公務員宿舎の削減計画」において、宿舎は真に公務のために必要なものに限定した上で一定の類型に該当する職員のみが入居でき、福利厚生（生活支援）目的のものは認めないこととされ、平成28年度末までに約5.6万戸が削減（約21.8万戸から約16.3万戸まで削減）された。

しかし、上記削減計画後も残置することとされた宿舎の低い入居率が課題となっている。裁判所においても、平成29年6月に財務省の関係通達が改正されたことに伴い、宿舎の貸与に関する運用基準全般を見直した上で宿舎需要を適切に把握し、それでも需要のない宿舎については順次廃止に向けた検討を行っているところである。



その他宿舎に関する一般的な情報はこちらを参照

★宿舎が「福利厚生目的ではなく、あくまでも職務遂行に必要なもの」との位置付けであることの説明もこちら★

裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）

「スクラップ&ビルド」から「長寿命化」へ

これまでの“壊して造る”「スクラップ&ビルド」から“長く使う”「長寿命化」にシフトしており、「長寿命化」を図るために様々な取組を実施している。

詳細はこちら [👉 工事・施設管理 / 会計のとびら](#)

・ 裁判所における安全の確保（事前の対応と緊急時の対応）

・ 情報セキュリティの確保

情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったマルウェアによる情報漏えい、DDoS（サービス停止）攻撃、標的型メール攻撃などのサイバー攻撃が相次ぎ、その手法は巧妙化している上、昨今の情勢を踏まえると、こうしたサイバー攻撃のリスクは一層高まっている。内閣サイバーセキュリティセンターなどからも、繰り返し各機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化を促す旨の注意喚起がされているが、裁判所においても、情報の窃取、破壊及び消去等を狙った可能性のある実在の職員等を騙った標的型メールが職員に送信される事案が散見されるなど、こうした攻撃と決して無縁ではない。

裁判所では、これまで物物理的・技術的な対策に加え、運用面の対策として、職員に対する教育・研修やセキュリティ監査の実施などを通じて、情報セキュリティ対策の充実及び強化に努めてきたところである。

裁判所で取り扱う情報は、高度なプライバシーや営業秘密等を含むものであり、裁判部や事務局を問わず、また、職種を問わず適切な管理が求められるにもかかわらず、

特に、裁判情報の漏えいを生じさせた場合には、当事者等のプライバシーが侵害されるばかりか、場合によっては当事者等に危害が及ぶ可能性もあるほか、国民の裁判自体に対する信頼を大きく失墜させ、裁判運営自体に悪影響を及ぼすことになりかねないことを心に留める必要がある。裁判所のデジタル化を円滑に推し進めていくためにも、「情報セキュリティポリシー」の基本的なルールを行動規範として根付かせ、組織全体のセキュリティ水準の底上げを図っていくことが肝要である。

なお、IT技術の進展やデジタル化などに伴い、情報セキュリティの考え方についても不断の見直しが求められるところ、裁判所においても、ウェブ会議利用の急速な拡大、総合コミュニケーションツールの導入など、裁判所独自のネットワーク環境のみならず、インターネット環境を利用して事務を遂行する場面が増加しており、これに伴い、情報セキュリティをめぐる環境が大きく変化している。こうした環境変化に対応した情報セキュリティの考え方についても改めて整理、検討してこれを現場と共有し、裁判所全体で一体となって情報セキュリティ対策を進めていくことが必要である。

・ 適正な事務の確保に向けて

・ 適正な会計事務

司法機関たる裁判所においても、国の機関として、**会計事務における高い適正性が求められている**ことは言うまでもない。加えて、近年は、社会経済情勢の変化や国民の意識の変容を受けて、より透明性・競争性の高い手続や国民に対する説明責任を意識した事務処理が求められるようになってきている。裁判所としても、このような状況の変化に対応し、より**適正な会計事務の実現に向けた不断の努力を継続していかなければならない**。

会計検査の観点

会計検査院は、①正確性、②合規性、③経済性、④効率性、⑤有効性という五つの観点から検査を行っている。

◎会計検査の実施方法や実地検査までの大まかな流れ等の詳細はこちら [👉 会計検査院 / 会計のとびら](#)

事務過誤及び非違行為の防止

最近起きた不適切事案

- 👉 [【機2】会計課職員による不当な会計事務について](#)（文書の改ざん等）
- 👉 [【機2】現金出納事務の適正確保に関する書簡](#)（保管金等の不適切な管理）

法令遵守、競争性、透明性を確保した会計処理の実践のために

- 👉 [【機2】公共調達における適正な会計事務について](#)
- 👉 [【機2】公共調達における適正な会計事務について（事務連絡）](#)

・ 裁判所を利用する障害者への対応

・ 裁判所を利用する当事者等への対応

様々なニーズを持って来庁する当事者等に対し、裁判所として応えるべきものについては、適切かつ丁寧に説明することで個別の裁判手続が円滑に進み、国民の裁判及び裁判所への理解や信頼も増すことになるから、裁判手続について必ずしも専門的知識を有していない当事者等に対しては説明相手に応じた適切な説明を行い、裁判所として役割を果たしていくことが必要となる。

また、当事者等対応は、有限の時間を用い、裁判所組織の人的物的資源で行うものであるから、公平性・中立性を堅持し、必要かつ合理的でなければならないことにも留意しなければならない。

そのため、どのような申入れ等に対しても一律に時間を掛けて丁寧な対応を行うのではなく、裁判所が対応できないような要望、理不尽な要求等の一方的な意見主張には、組織として毅然とした対応をとり、当該行為を抑止していく必要がある。

各庁においては、裁判所においてできること（やるべきこと）とできないこと（やるべきでないこと）を整理し、前者を超える申入れ等については、対応の打ち切りや必要であれば退去命令の発令も視野に入れ、各庁の実情も考慮した適時適切な対応を行うための事務フローを策定しているところである。この事務フローは、現に対応に当たる職員の精神的負担を十分に勘案し、職員がその方針に沿う措置を講じ毅然たる態度をとることを、庁全体の関係部署が連携していかに援助していくかということを第一に考え、現に対応に当たる職員の目線に立って策定されたものと承知している。

実際の当事者対応は、案件や場面に応じて臨機応変に行うことが求められ、画一的に実践することはできないものの、職員が上記のような基本的な考え方を理解し、事務フローを踏まえた必要かつ合理的な対応がされているのであれば、当事者等から苦情が寄せられたことのみをもって責任を問われることはないものと考えられる。以上の点も踏まえ、職員においては、今後とも裁判部及び事務局との間で適切に役割を分担し、適時に連携を図りながら、必要かつ合理的な当事者対応を実践していくことが重要である。

・ 障害者雇用

平成30年、裁判所において、障害者雇用率制度の対象となる障害者の確認・計上に誤りが見られることが明らかになった。この事態については、司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員による会合において、事実に関する検証が実施され、法の理念を意識せず、無批判的に前例に基づいた事務処理が漫然と行われてきたことは極めて不適切との指摘がなされた。裁判所においては、この検証結果を真摯に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて必要な対策を講じていくこととし、平成30年12月に「[裁判所における障害者雇用に関する基本方針](#)」を策定し、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めるとともに、障害者雇用促進法の下、障害のある人が働きやすく、定着できる職場を作るための各種の取組を行ってきた。

こうした取組により、令和2年度中に全庁において法定雇用率を達成し、また、障害者である職員の職場に対する満足度も高い水準となっている。法定雇用率は令和6年4月に2.6%から2.8%に引き上げられ、今後、令和8年7月に3%に引き上げられることから、これまでと同様に、障害者雇用の取組を推進していくためにも、裁判官を含む職員一人一人が、障害者と共に働く意義を深く理解するとともに、前例に基づく無批判的な事務処理を漫然と行うことのないよう、今回の事案を今後の教訓として受け止め、永く組織全体で語り継いでいくことが大事である。

・ [ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等](#)

・ [通達等の訓令的性質を有する文書の作成方針等](#)

司法行政事務の処理は、適正かつ統一に行われるべきであり、また、当該事務処理に関する権限と責任の所在を明確にする必要がある。そのためには、司法行政事務に関して発出される通達等には、規律すべき事項が明確にされ、過不足なく記載されていなければならないほか、規則等を所管する部署において、その発出時又はその後に、規則等の解釈等を示す場合にも、組織として必要な意思決定を経た上で行われなければならない。そして、これらの発信された情報は、それを必要とする部署において広く共有され、かつ、継続的に参照されていくことが求められる。なお、事務の合理化及び迅速な情報周知の実現の観点から、発出された文書を周知する際、順次電子メールを転送して送付する方法によるのではなく、総合コミュニケーションツール「Microsoft 365」等を活用した合理的な方法をとることも積極的に検討されるべきである。ついては、令和5年10月18日付け最高裁秘書第2456号事務総長通達「[通達等の訓令的性質を有する文書の作成方針等について](#)」に従って、上記のあるべき運用を徹底していただきたい。

・ [司法行政文書の管理及び開示](#)

司法行政文書を適切に管理することは、司法行政事務の適正かつ効率的な運営に不可欠であるとともに、文書開示手続を通じて、国民に対する説明責任を全うする土台となるものであり、それができない場合には、裁判所に対する国民の信頼を著しく失墜させることにつながりかねない。裁判所においても行政府省と同様に、ファイル管理簿、標準文書保存期間基準（保存期間表）及び司法行政文書の管理状況の公表を行っているところである。国民の文書管理への関心は今後も高まるものといえ、司法行政文書の適切な管理が一層強く求められる。

司法行政文書の開示手続については、平成27年7月1日に、苦情申出先の最高裁への一本化や、情報公開・個人情報保護審査委員会への諮問などを盛り込んだ苦情申出手続が整備された。その後、相当数の実務例や同委員会の答申も集積されたことから、これらの知見を参考にするなどして、より一層適正かつ迅速な文書開示事務を実現していく必要がある。令和4年7月に、実施手数料を徴収するなど同手続における開示の実施方法等が変更された。

なお、執務において参考となる通達・事務連絡や執務資料、開示に関する要綱及び同委員会の答申等がcourtsポータル（[秘書課ナビ](#)）内にまとめて掲載されているので、参照されたい。

・ [裁判所広報の充実](#)

国民の信頼という裁判所の存立基盤を確保するためには、裁判所が、国民に対し、自らの機能や役割等について分かりやすく正確に伝え、広く理解を得ていく必要があるところ、インターネットやSNSの発展・浸透による情報流通の変化に伴い、裁判所が適時に正確な情報を発信する広報活動の重要性は従来以上に高まっている。また、今後、裁判手続のデジタル化等の新たな取組について国民に周知・浸透を図る必要性がある中で、広報活動を通じて国民の司法に対するニーズ等を的確に把握し、これを活用していく視点も重要である。

コロナ禍においては、従来からの参集型広報行事等の活動が制限される中で、ウェブ会議等を活用したりリモート型広報行事の新たな取組が各地で試みられ、それぞれの良さや強みを改めて認識する機会も多かったことと思われる。得られた知見を活かし、より効果的な活動は何かという視点を常に持ちながら、時代に即した広報活動を推進していく必要がある。

なお、広報活動に関する一般的な視点、留意点等については、[広報ハンドブック](#)を参照されたい。

・司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組

へ

裁判官の研修・研究会

裁判官には、裁判実務に関する知識、能力はもとより、社会事象に対する幅広い視野、深い洞察力等が必要であるほか、急速に変化する社会経済情勢やそれを受けて行われる様々な法改正等に的確に対応することが求められており、これらの洞察力や知識等の修得を個々の裁判官に委ねるだけでなく、組織的な研修の機会を設け、その体系や内容の充実を図っていく必要がある。

令和5年度は、オンライン研修を推進しつつ、研修の最適化を図り、機動的かつ臨機応変に研修を実施するとの観点から、ベーシック研修及びミニ基盤研修を含めた合同研修の実施件数は合計66本、参加した裁判官は延べ約3600人に及んだ。また、その他の研修として、民間企業等で研修を行う派遣型研修を実施している。

令和6年度は、多くの裁判官が、無理なく、合理的かつ効率的な審理運営や核心部分の判断を行うことができるように支援するため、裁判現場のニーズを反映した研修の機会を拡大し、かつ審理運営・判断のノウハウが広く承継・共有されることに重点を置いて取組・支援を行う、という基本方針に基づいて研修を実施している。

以上のような研修内容や研修技法については、司法研修所参与や国際司法研修協会（International Organization for Judicial Training, IOJT）など外部の知見等も取り入れながら、その充実を図っている。

以上のとおり、司法研修所では、これまで研修内容の拡大と充実に力を入れてきたところであり、今後も、裁判官の研修ニーズに応えられるよう、実施方法の工夫を重ねつつ、自己研さん支援の更なる充実を図っていきたいと考えている。

裁判官以外の裁判所職員の研修・研究会

裁判所職員総合研修所（総研）は、本年4月1日に創立20周年を迎えた。これまでも変化する社会の要請に応じた研修・研究会の企画・実施に取り組んできたが、ここ数年は、デジタル化時代の「新しい裁判所」を担う職員の育成という観点を踏まえ、①状況の変化に対応し、自律的に執務を遂行できる職員の育成、②裁判官を含む各職種間での相互理解と連携・協働の強化、③社会経済情勢の変化や法令改正等への的確な対応、④各職場のOJTとの効果的な連携という各観点到重点を置いて、研修・研究会を実施している。

裁判所書記官については、養成課程において、訴訟進行に応じて変化する裁判官の審理方針を理解・共有し、主体的に合理的な書記官事務を考えるということが体得できるよう、令和3年度以降にカリキュラムの見直しを行っているほか、事件の進行を意識しながら書記官事務の在り方を検討するカリキュラムを充実させるとともに、講義中心の学修方法を見直し、①課題を提示した上で、②研修生の個別検討やグループ討議等で主体的に検討させ、③その検討結果を発表し、講評を行うというアクティブラーニングの方法を取り入れ、基盤となる知識及び技能の修得だけでなく、事件処理に主体的、実質的に関与することができる能力を備えた書記官の育成を目指している。また、中堅書記官を対象とする書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱研修）では、書記官事務の整理の考え方や組織的視点の涵養を図ることを意識したカリキュラムを実施している。

家庭裁判所調査官については、養成課程において、その役割・機能を発揮するために必要となる基本的な法的知識及び行動科学の知見等を体系的に修得するとともに、裁判に役立つ事務の在り方を常に考え、関係職種と連携・協働する意識や多角的な視点を持って、組織的に事務を行う姿勢を会得することに重点を置いている。また、家庭裁判所調査官に任官した後の研修において、より良い裁判の実現に役立つ質の高い事務を遂行するために、行動科学の知見等を効果的に活用するための視点の獲得、関係職種との相互議論の重要性の意識付けの強化に重点を置き、専門性の更なる向上を図っている。

各種の実務研究会では、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の双方とも、一部を司法研修所の研究会と合同で実施し、職種間の連携・協働の在り方や書記官事務の整理の考え方、家裁調査官の役割・機能を踏まえた討議を、裁判官を交えて実施するなどして、的確な職務遂行を実現するための視点の獲得に重点を置いている。

裁判所速記官については、速記官中央研修において、裁判実務をめぐる諸情勢に関する講義等を行うとともに、専門知識や経験を生かした書記官等との連携・協働の実践等について、共同討議等を行っている。

裁判所事務官については、専任事務官の専門性の付与や活用等に向けた研修の在り方について、専任事務官の兼務教官の知見を生かして引き続き検討をしており、今年度は、新たに訟廷管理係長に任命された専任事務官を対象とした訟廷管理係長研修を実施したところである。

目下の最重要課題であるデジタル化（DX）の流れを踏まえ、総研内の通信インフラの整備やMicrosoft 365の活用についても、重点的に取り組んでいる。養成課程においては、できる限り実務に近い環境で修習が行えるよう、参集時に利用できるネット通信環境を備えたPCを一人に一台ずつ整備し、LANを敷設した教室を設け、講義や演習等に活用している。また、裁判所書記官養成課程においては、今年度から所属庁での実務修習や裁判事務修習等において利用できるPCを整備し、学修環境のデジタル化を図っている。中央研修においては、研修の目的・内容や実施形式、研修参加者の人数、必要な機器や会場確保の見込み、参加者を送り出す現場や参加者の負担軽減等を総合的に考慮しながら、全てのカリキュラムをウェブ会議で行う全面リモート研修や、一つの研修において講義部分をウェブ会議でリモート化し、共同討議部分を参集して行ういわゆるハイブリッド型研修を取り入れているほか、研修終了後のフォローアップもウェブ会議で行うなどして、研修実施においてウェブ会議を幅広く活用している。また、研修準備や各種連絡ツール

ルにMicrosoft 365を活用し、研修実施事務の合理化・効率化を着実に進めるとともに、総研規程の改正を行い、各裁判所における研修関係事務の簡素化も推進している。

昨年10月にリリースした総研コンテンツ（So-Lab：ソウラボ）では、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況、各種文献情報等のほか、実務講義案や動画コンテンツ等を逐次にアップし、「総研ライブラリ」として内容の充実とアクセスの向上を図っている。また、総研創立20周年に当たっては、近年の総研での研修の取組や20年間の歩み等について紹介した特集号を発信している。

司法修習生の修習

令和4年度（第76期）司法修習生については、司法修習のカリキュラム終了後の令和5年1月16日から同月22日まで5日間の日程で実施された考試（二回試験）を、再受験者を含む第76期司法修習生1,397人が受験したが、このうち6人が不合格とされた。

第76期司法修習生の修習終了者1,391人（うち女性387人）の進路の区分は、裁判官81人（うち女性34人）、検察官76人（うち女性31人）、弁護士その他1,234人（うち女性322人）である。

令和5年度（第77期）司法修習生については、令和6年3月に1,830人が採用された。第77期においては、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的とする導入修習（移動期間も含めて約1か月間）を令和6年3月21日から実施した。その後、実務修習地において分野別実務修習（民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護士修習をそれぞれ約2か月間）を実施した上で、実務修習地に応じて2班に分け、それぞれ約2か月間の選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を交互に行い、これらのカリキュラム終了後に考試を実施する予定である。

なお、第77期は、第76期と比較して司法修習生の数が増加しているが、これは、令和5年実施の司法試験が、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」により法科大学院在学中の受験が可能となった初年の試験であって、受験者数及び合格者数が増加したことに伴うものである。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

裁判所のデジタル化

○各種事件動向及び適正迅速な管理に向けての課題

- ・ 共通
 - 裁判の迅速化
 - 適正な通訳の確保のための取組
- ・ 民事事件
 - 地方裁判所の民事通常訴訟事件
 - 行政事件及び国家賠償事件
 - 労働関係事件
 - 知的財産権関係事件
 - 倒産事件
 - 執行事件
 - 簡易裁判所の民事事件
- ・ 刑事事件
 - 裁判員裁判の現状と課題
- ・ 家庭事件
 - 家庭事件をめぐる現状と課題
 - 家裁調査官
 - 家事調停事件
 - 後見・財産管理関係事件
 - 人事訴訟事件
 - 子の返還申立事件・民事執行法
 - 少年事件

○裁判所の中長期的な組織課題

- ・ 今後の裁判所における組織態勢と職員の仕事の在り方の方向性等
- ・ 裁判所のデジタル化
 - 各裁判手続のデジタル化
 - 民事訴訟手続及び民事非訟手続のデジタル化
 - 民事訴訟手続のフェーズ3に向けた行程
 - 刑事・少年手続のデジタル化
 - 家事事件手続等のデジタル化
 - デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方
 - 司法行政事務のデジタル化
 - 人事・給与関係業務情報システムの導入状況
 - 司法行政文書の電子的管理
 - 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（ELGA）

- ・裁判所の組織・機構の在り方と方向性
- ・裁判所の予算
- ・裁判所の定員

○裁判所の近時の組織課題

- ・記録廃棄問題を契機とした記録の管理・保存の新たな運用等
- ・職員の定年の引上げ

○裁判所のその他の組織課題

- ・職場環境の整備
- ・裁判所施設
 - 裁判所庁舎の状況
 - 省庁別庁舎の状況
 - 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）
- ・裁判所における安全の確保（事前の対応と緊急時の対応）
- ・情報セキュリティの確保
- ・適正な事務の確保に向けて
- ・適正な会計事務
 - 会計検査の観点
 - 事務過誤及び非違行為の防止
- ・裁判所を利用する囚答者への対応
- ・裁判所を利用する当事者等への対応
- ・障害者雇用
- ・ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等
- ・通達等の訓令的性質を有する文書の作成方針等
- ・司法行政文書の管理及び開示
- ・裁判所広報の充実
- ・司法研修所及び裁判所職員総合研修所の取組
 - 裁判官の研修・研究会
 - 裁判官以外の裁判所職員の研修・研究会
 - 司法修習生の修習

